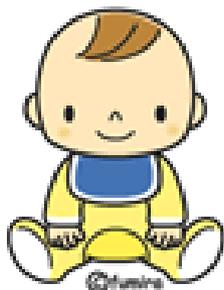


カムバックセミナー

応援します

仕事復帰 & 子育て



千葉県教職員組合

どんな権利があるの？

	子の年齢	休暇・休業制度	対象	内容
休業	3歳まで	育児休業（給与支給なし）	女性・男性	育児のための休業
仕事をしながら	満3歳に達しない子	育児時間 ※育児休暇（有給）	女性・男性	生後満3歳に達しない子を育てる場合に取得できる
仕事をしながら	小学校就学始期に達するまで	育児短時間勤務（勤務時間に応じて調整した給与）	女性・男性	4つの勤務形態から選択して勤務
仕事をしながら	小学校就学始期に達するまで	部分休業（勤務しない時間あたりの給与額を減額）	女性・男性	小学校就学の始期に満たない子を養育するための（1日の勤務時間の一部を勤務しないこと）休業
仕事をしながら	義務教育終了前まで	子育て休暇（有給）	女性・男性	養育する子の看護又は、健康診査、予防接種及び学校行事において必要な場合取得

詳しくは、後ほど紹介します。
この他にもまだまだあります。



育児休業



- 子が満**3歳**になるまで。
- 請求は1月前までに。
- 休業期間中、給与の支給はなし。
- 育児休業手当金について

公立学校共済組合から休業手当金が支給。夫婦2人で育児休業を取る場合は1歳2ヶ月までの間で最大1年間支給。

また、引き続き育児休業を等をとることが必要と認められたときは、子が2歳になるまで支給。（2017年10月1日）

*自動給付ではなく「請求行為」が必要

子が満3歳に達するまでの育休期間中、公立学校共済の掛金（長期・短期）と公立学校教職員互助会の会費は全額免除。

仕事と子育て両立支援

I 育児時間（育児休暇）

- 生後満3歳に達しない子を育てる場合に取得できる。
- 有給
- 1日2回とし、1回につき30分を下回らないもので、1回に取得できる時間は、30分、45分、60分、75分、90分及び120分となる。
- ・0～1歳6ヶ月 1日を通じて120分
- ・1歳6ヶ月～3歳 1日を通じて60分



Ⅱ 部分休業

- 小学校就学始期に満たない子を養育するため「部分休業」を取れる。
- 正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日2時間を超えないの範囲
- 必要な時間について30分を単位として取得することができる。



仕事と子育て両立支援

Ⅲ 育児短時間勤務

- 小学校就学始期に達するまでの子どもの育児のため
- 勤務時間に応じて調整した給与

2010.4.1から勤務時間が7時間45分となりました

- 1日3時間55分（週19時間35分）
- 1日4時間55分（週24時間35分）
- 週3日（1日7時間45分×週3）
- 週2日半（1日7時間45分×週2日＋1日3時間55分×週1＝19時間25分）

この4つから
選べます



- これらの制度を使いたいと思ったら！？
- 後補充の確保・学級担任・校務分掌などの課題解決が必要



- できるだけ早い時期に校長に相談を。
来年度に向けて〔校内体制・後補充者の確保・保育園の送迎時刻と勤務時間のすりあわせなどを考える〕ことが望ましい。

IV 子育て休暇

◆ 義務教育終了前の子まで

子どもの看護、負傷・疾病にかかったその子の看病や通院の世話、健康診査、健康診断（任意も可）、予防接種（任意も可）、学校行事（二者面談も可）、入学説明会、後遺障害に係る機能回復訓練（2014.4.1～）

◆ 対象となる子が1人の場合 7日

◆ 2人以上の場合 10日

◆ 1時間単位での取得可

◆ 有給

◆ 障害のある子は満18才まで延長(2014.4.1～)



男性職員の育児参加休暇

- 配偶者の出産時の入退院・出産の付き添い、配偶者の出産のため小学校就学の始期に達するまでの子の養育に必要な場合に取得

期間（時間）

- 配偶者の出産予定日以前8週間の当たる日から出産後8週間を経過する日までの期間において7日の範囲内で必要と認められる期間。
- 取得の単位は、1日、1時間。



子育て応援施策

◆次世代育成支援対策推進法

(2005年から10年間の時限立法がさらに10年延長)

特定事業主行動計画〈市町村教育委員会〉として
「千葉県教育委員会職員仕事・子育て両立支援プラン」

◆介護・育児休業法改正(2016・3月)

- 育児休業の推進
- 男性職員の育児休業推進
- 子育て中の男女職員の超過勤務削減

男性も育児に参加しましょう。
仕事につながる新しい発見が、
きっとある(^-^)



支え合い・助け合い・伝えあい

- 今ある，妊娠中の休暇・育児に関する休暇などの権利



- 先輩方が交渉で訴え，求めてきた成果です。



- 次につなげていくために！
- ✓ 今ある権利を行使しましょう。
- ✓ 権利の拡大を求めていきましょう。



- かつて先輩の先生に、こんな風に励まされ頑張ってきました。

子育ての経験は、仕事に必ず役に立つ。

子育てしながらの勤務は、子ども・家庭・仕事を背負いながら、急な川の上流に向かって歩くようなもの。

教職員の代わりはいるけど、母親（父親）の代わりは、あなたしかいない。



●あとになってみれば短い子育て期を楽しみながらパートナーや家族・周囲の人と手を取り合いながら上手に乗り切って、生き生きと働き続けられるようがんばりましょう。

おわり ありがとうございました。

ワーク・ライフ・バランス

- ❑ 生活の中でえられた経験・情報・人脈などを，仕事に活かすことで好循環を生み出し，相乗効果をもたらす考え
- バランスというより，ハーモニー・調和
- 長時間労働だけが成果につながるのではない。
- 女性だけに関わる問題ではない。
- 価値観の多様性を認める。
- 時間外労働を削減して生み出した時間を，いかに自己投資するか。→仕事にも良い影響
- ディーセントワーク（人間らしい働きがいのある仕事）

ワーク・ライフ・バランス

自己啓発：自己に潜在する能力を
啓発して自覚すること
自己研鑽：自らの能力、発想力を
磨きあげていくこと

